

再 評 価 書

事業名 道路事業	路線名等 一般国道151号(新城 ^{しんしろ} バイパス)
-------------	---

1. 事業のあらまし

一般国道151号は、長野県飯田市を起点とし愛知県北設楽郡豊根村、新城市を経て豊橋市に至り、奥三河地域と重要港湾「三河港」や東名高速道路を結ぶ主要幹線道路です。

また、将来は新東名高速道路、三遠南信自動車道へのアクセス道路の役割として、さらには災害時において緊急輸送道路としても重要な路線となっています。

しかしながら、新城市内においてその大半が市の中心市街地を通っているにもかかわらず、車道幅員が狭く、輻輳する交通によって発生する渋滞及び、将来の交通量増加等に対応するため、延長8.7kmの新城バイパスが計画されました。

本業務区間については、昭和47年度から暫定2車線(完成4車線)の整備を進めてきており、これまでに6.8km(暫定2車線)が供用し、引き続き用地買収及び改良工事を推進する予定です。

(1) 事業概要

- a. 位置(起終点) : 愛知県新城市八束穂～同市川田
- b. 計画延長・幅員 : L = 8,690m、W = 23.0m
- c. 全体事業費 : 18,993百万円(当初6,456百万円())
当初は暫定完成までの事業費
- d. 事業採択年度 : 昭和47年度
- e. 根拠法令 : 道路法
- f. その他都市計画決定年度等 : 昭和39年都市計画決定

(2) 計画変更の推移と変更内容

当該事業は昭和47年度に事業着手し、昭和63年度を完了予定としていましたが、平成15年度に事業計画を変更し、暫定完成年度を平成19年度、全体完成年度を平成29年度としました。その後、地元調整が難航したこともあり事業計画を見直し、暫定完成年度を平成21年度、全体完成年度は平成36年度と変更しました。

	事業費(百万円)	完了予定年度
S47事業採択時(暫定完成)	6,456	S63
H15再評価時(暫定完成)	12,145	H19
(全体完成)	16,726	H29
H20再々評価時(暫定完成)	15,827	H21
(全体完成)	18,993	H36

2. 評価のポイント

(1) 事業の必要性

a. 事業を巡る社会情勢の変化

当事業は、現道の交通混雑の解消と重要港湾三河港へのアクセス道路の整備等を目的に、昭和47年度の事業着手以来推進してきたところですが、その後、災害時の緊急輸送道路として指定を受け、更に新東名高速道路の事業の具体化にとり重要なアクセス道路として位置付けられたことから早期のバイパス整備が期待されています。

b. 事業の投資効果

費用対効果(残事業)

便益 (B)

走行時間短縮便益	:	736 (億円)
走行経費減少便益	:	57 (億円)
交通事故減少便益	:	9 (億円)
合計	:	802 (億円)

費用 (C)

改築費	:	24 (億円)
維持管理費	:	9 (億円)
合計	:	33 (億円)

費用対効果 (B/C)

費用対効果	:	24.4
-------	---	------

費用便益分析(全体事業)

便益 (B)

走行時間短縮便益	:	1,224 (億円)
走行経費減少便益	:	62 (億円)
交通事故減少便益	:	8 (億円)
合計	:	1,294 (億円)

費用 (C)

改築費	:	292 (億円)
維持管理費	:	17 (億円)
合計	:	309 (億円)

費用対効果 (B/C)

費用対効果	:	4.2
-------	---	-----

c. 事業の進捗状況

(暫定2車線)

事業進捗率 : 94.6% (14,954百万円 / 15,827百万円)

(完成4車線)

事業進捗率 : 78.7% (14,954百万円 / 18,993百万円)

(単位:百万円)

工事費	8,197
用地補償費	6,757
合計	14,954

d . 判定結果

「 B 」: 事業効果が期待できます。

(2) 事業の進捗の見込み

a . 阻害要因

用地買収および改良工事は順調に進んでおり、阻害要因は特にありません。

b . 今後の見通し

先ず、平成 2 1 年度の暫定完了に向け、残りの改良工事を進めます。

c . 判定結果

「 A 」: 特に阻害要因もなく、引き続き計画的に事業を進めます。

(3) コスト縮減方策と代替案

a . 工法変更等コスト縮減方策

新工法による大幅なコスト縮減はありませんが、既製品や再生資源の活用などにより、コスト縮減に努めていきます。

b . 事業手法、規模見直し等の代替案

現道拡幅による整備は、市中心部を通過しており周辺に建物が密集しているため現実的では無く、現在のバイパス計画は妥当と考えており、事業手法及び規模の見直しを図るための代替案はありません。

c . 判定結果

「 A 」: 最適な事業計画であり、事業の見直しの必要はありません。

3 . 総合評価と対応方針

(1) 事業の必要性 : 「 B 」

(2) 事業の進捗の見込み : 「 A 」

(3) コスト縮減方策と代替案 : 「 A 」

上記の判定から、事業継続が妥当であると考えられます。今後も関係機関と調整を図りながら計画的に事業を進めていきます。